

足立区学校開放事業審議会設置条例を公布する。

足立区学校開放事業審議会設置条例

(設置)

**第1条** 足立区における学校開放事業の適正かつ効果的な運営を図るため、足立区教育委員会（以下「委員会」という。）の附属機関として、足立区学校開放事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、委員会の諮問に応じ、足立区における学校開放事業に関する基本的な施策及び具体的な運営方法について審議し、次に掲げる事項について委員会に答申する。

- (1) 学校施設の適正な使用に関すること。
- (2) 団体利用のあり方に関すること。
- (3) 利用上のルールに関すること。
- (4) その他、委員会が必要と認めること。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員会が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第4条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区学校開放事業審議会	日額 7,000円
--------------	-----------